

平成27年第17回

荒川区教育委員会定例会

平成27年9月18日
於) 荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成27年荒川区教育委員会第17回定例会

1 日 時	平成27年9月18日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委 員 委 員 教 育 長	小 林 敦 子 高 野 照 夫 小 池 寛 治 高 梨 博 和
4 欠席委員	委員長職務代理者	坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	阿 部 忠 資 丹 雅 敏 小 山 勉 北 村 美 紀 子 田 窪 和 美 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 本 山 育 美 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

- ア 児童・生徒等の安全対策の充実について
- イ 平成27年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について
- ウ 平成27年度夏季休業中の諸活動の結果等について
- エ C・Wニコル自然体験大賞の募集について
- オ 区議会定例会・9月会議について

(2) その他

委員長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第17回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、高野委員及び小池委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日の教育委員会は議会の関係等もございまして、第3週という形で開催をしていただきました。

本日は、朝から中学校の連合体育大会がございまして、小林委員長には開会式でのごあいさつをいただき、ただいままで御観覧いただいております。どうもありがとうございます。加えて、明日からはまた秋の運動会が始まってまいりますし、コミュニティカレッジの修了式ですとか、重要行事等、行事が目白押しでございますけれども、どうか先生方には御都合のつく限り御出席賜われればと思っております。本日の教育委員会ともどもどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は、報告事項が5件です。

初めに、「児童・生徒等の安全対策の充実について」御説明をお願いいたします。

教育総務課長兼教育施設課長 それでは、「児童・生徒等の安全対策の充実について」御説明を申し上げます。

早速、内容でございます。充実する対策は3点でございます。

1点目の防犯カメラは施設内への不審者の侵入防止や通学路での不審事案に巻き込まれないことを目的にしております、その役割を果たしているところでございます。こうした実効性を踏まえまして、カメラの更新や新設を行うものでございます。

まず、学校の防犯カメラの更新でございます。学校施設のカメラは、平成18年度に127台設置をしたところでございます。このカメラの画素数を38万画素から139万画素以上、録画期間を7日間から14日間にするなど、大幅に改善するものでございます。

費用は、今般、都の創設いたしました東京都公立学校防犯設備整備補助金。これは1校当たり50万を限度に3分の1補助をするというものでございまして、これを活用してまいります。また、都の計画では4年間であるところを、早期にできましたら1年程度ということで整備できるよう都と協議してまいります。

続きまして、子育て施設の防犯カメラの更新でございます。

子育て施設の防犯カメラにおきましては、平成20年度から都の補助金、これを活用いたしましてカメラを123台設置いたしましたところでございますけれども、現時点で未設置の施設がございます。本年度は未設置施設にカメラの設置を促します。

また、28年度は耐用年数を経過した機器から画素数を学校施設と同じく139万画素以上に

大幅に改善して更新をしております。費用につきましては、都包括補助を活用できるよう都と協議しております。

恐れ入ります。裏面をごらんください。小学校通路の防犯カメラの新設でございます。これは、昨年度、教育委員会のほうでも御報告申し上げて整備したところでございます。小学校通学路の防犯カメラにおきましては、平成26年度に28台設置いたしまして、今年度は40台設置する予定でございます。都は5年間の計画でございますけれども、3年間で整備できますよう都と協議をしております。費用につきましては1,520万円、都の補助金を760万円見込んでいるところでございます。

今後の防犯カメラの予定でございます。学校施設の防犯カメラ、これにつきましては、東京都の補助金がこの3月に創設されたということもございまして、荒川区の当初予算に計上してなかったところでございます。したがって、11月の会議で補正予算を組みまして、その後、学校施設、子育て施設、通学路の防犯カメラとも、来年1月中旬に工事に着手をいたしまして、3月中旬には工事を完了したいと考えているところでございます。28年度には、子育て施設の防犯カメラの更新に着手をしたいと考えてございます。

2点目の充実策は、学校情報配信システムになります。学校情報配信システムは、本年度より警視庁の不審者情報の配信を徹底しておりまして、加えてにここですくーる、学童クラブの情報も今後配信してまいりたいと考えているところでございます。

最後、3点目の充実策でございます。ながら見守り活動です。こちら、荒川しんきん協議会と荒川郵便局の協力を得まして、配達の際に危険箇所を通ってもらったり、犯罪予防のチラシを配布してもらうといったことを行うものでございます。

以上、3点によりまして、児童・生徒等の安全対策を充実してまいり所存でございます。

説明以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

教育長 若干補足をさせていただきます。

通学路の防犯カメラについては、昨年度、教育委員会で御報告をさせていただき、今年度もさらに未設置の通学路について、その沿線も含めて箇所を選定した上で付ける予定としております。この学校施設の中、学校の中の防犯カメラの更新につきましては、先ほど教育総務課長から申し上げましたように、東京都が今年度の新規事業ということで、私どもに事前に何も連絡なく、今年度に入って教育長会ですとか教育担当課長会に説明がありました。ですので、区教育委員会の当初予算には計上しておりません。ただ、事務局といたしましては、今、学校施設内にある防犯カメラは、かなり老朽化しているので、防犯対策を充実させていただくために、本日御報告をさせていただいた上で、今年度中にできる部分については早速始めていきたいと思った次第でござ

います。

小池委員 基本的にいい方向に動いていると思いますが、学校の施設の中だと学校の先生、あるいは当番でも毎日チェックできるのでしょうかけれども、学校の通学路の話になると、必ずしも学校の中というよりも、シルバーボランティアの方もおられるし、警察のほうもあるし、だから、ここによっては危ない地域、場所というのが想定されているところもあります。そういうところを実際撮ってあるものを毎日というか、定期的にそれをチェックするシステムという、そちらの取り組みというか、仕組みはどうなっていますか。

教育総務課長兼教育施設課長 すみません。説明が少し足りなくて申し訳ございません。

小池先生がおっしゃるとおり、学校のカメラはモニターテレビで常時どういう状況かということを確認しながら画像を録画しているという仕組みになってございます。

その一方で、通学路でございますけれども、まず、危険な箇所というのは、昨年度、校長先生ですとか、あるいは警察の方に不審な場所を重点的に去年は28台のカメラを付けたというところで、若干その辺でカバーできているのかなという気がしてございます。

ただ、このカメラ、常時その状況をモニターテレビで映し出すということではなくて、モニターテレビはなくて、カメラに直接ディスクが入ってしまっていて、そこに画像を録画しているという、そういう仕組みでございます。ですから、小池先生御指摘のとおり、ふだんのときは全くそういった画像というのはチェックしていないという状況ですけれども、何かあった場合には、その画像をパソコンでインストールして、その録画したものを再生して確認するという、そういう仕組みになってございます。

教育長 今、先生がおっしゃったように、通学路でちょっと危ないなというところが実際あります。そのような箇所については警察やPTAの方々の御意見もお聞きして設置するのですが、設置に当たっては、児童・生徒や保護者の方々に、ここに設置してありますよということを引きちんとお示しして、保護者の方の御安心をいただくというような形もとっております。あまり宣伝し過ぎてしまうと、防犯カメラの効果が半減してしまうという部分もあり、また、町中が監視社会になってしまうという懸念が一方であることは事実なのですが、犯罪防止効果を高めるために、どこにどんな範囲で防犯カメラがカバーしているということを周知していきたいと思っています。

高野委員 犯罪防止に防犯カメラは、我が国でも不可欠なものになっていると思います。早期に犯人を捕まえられるわけですから、安全と犯罪の防止にもそれは役立つと思いますが、必要箇所がそれぞれの学校で違うと思いますので、そういうことを計画的に補正予算を組んで、せっかく都が頑張ってくれているので、5年計画をうまく充実させて、計画性を持つようにしていただけたら、その抑止効果という意味を含めて、犯罪を未然に防げるのではないかと思います。

す。

教育総務課長兼教育施設課長 高野先生がおっしゃるとおり、東京都もその辺、非常に柔軟に構え、対応していただいております。通学路という形での今回補助金ということで、通学路以外には防犯カメラはつけられないということでございますけれども、台数につきましては、補助金の範囲の中では融通きかせてくれているという状況でございます。ぜひそういった御理解のある東京都のほうと協議をしながら付けていきたいなと思っておりますし、通学路以外も荒川区として、例えば商店街とか町会の道路に補助金を出しながらカメラを整備しているということもございまして、そうしたカメラとの連携を図りながら、効率的な防犯設備ということで整備してまいりたいと考えてございます。

高野委員 これはプライバシーまで入っていけないと思うのですが、大変慎重に行動しなければいけないと思いますが、夏休みとか長期の休みのときに、子どもたちの大きな事件が起きているように思います。子どもたちの安全のためにも、監視といっちは言い過ぎかもしれませんが、見守る意味で使うことはできないでしょうか。

教育長 個人を追跡するというわけには、なかなかいかないのですけれども、今、議会からも学校施設や通学路、商店街に防犯カメラを設置しているからには、それこそ小中学生の非行防止も含めて、公園等にも付けてもいいのではないだろうかという御提案をいただいております。昔だったら公園に付けるというのは、憩いの空間を阻害するのではないかということがありましたけれども、昨今は防犯カメラに対する住民の意識も大分変わってまして、やはり子どもたちを中心とする住民の安全を確保する上で、今後、公園にも、荒川区として順次付けていくという計画もあると聞いております。高野委員からの御質問の回答になるかどうかはわかりませんが、小中学生の安全対策の向上にもつながることを期待しております。

高野委員 最小限の予算で最大の効果を発揮できるようにして、さらに予防的に使えればなと思います。

委員長 以前はやはりプライバシーの問題があるので、一般的に防犯カメラに関しては、かなり神経質な意見もあったかと思っております。ただし昨今の状況から防犯カメラがあって、犯罪が抑止されているという状況がありますし、犯罪のときの犯人の逮捕につながっております、その意味では、防犯カメラはとても大事だと思うのです。それとともに、やはり防犯カメラに頼るだけではなくて、人の目というのが非常に重要なのかなという気がいたします。

例えば、水谷修先生ですか、夜回り先生として繁華街などを歩いて、中学生に声をかけている方なのですが、そういった意味では、地域の人々が声をかけることがとても大事なのではないのでしょうか。

その意味で、この荒川区ながら見守り活動は非常にいいアイデアです。ただし、危険箇所を通

ってもらっても、大丈夫でしょうか。

教育長 荒川区に、そんな大人が通れないような危険箇所はないですから。

あわせて、幼稚園児はなかなか難しいかもしれませんが、児童・生徒自身が自分の身を守るというか、安全を心がけるといこともきちんと教育していく必要があると思っています。

委員長 では、続きまして、「平成27年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について」御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、うれしい御報告をさせていただきます。

件名でございます。「平成27年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について」でございます。

表彰等の種類でございます。表彰名、平成27年度地方教育行政功労者表彰。表彰者、文部科学大臣。

内容でございます。地方教育行政において、その功労が特に顕著な教育委員会の委員長、委員、教育長について、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資するため行う表彰、平成27年度被表彰者は157名でございます。

受賞者でございます。氏名、青山侑前荒川区教育委員会委員。

表彰の対象となった活動・功績等でございます。平成15年7月から平成27年7月までの12年間、荒川区教育委員会委員として、学校図書館整備や小学校新校開設、学校教育ビジョン策定、情報ネットワークを活用した教育環境の整備等に尽力したためでございます。

表彰式等でございます。日時、平成27年10月6日火曜日、12時20分から。会場は、文部科学省講堂でございます。

以上、報告いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。私どもにとりましても、大変うれしいことです。

高野委員 うれしいことですね。

委員長 では、続きまして、「平成27年度夏季休業中の諸活動の結果等について」御説明をお願いいたします。

指導室長 「平成27年度夏季休業中の諸活動の結果等について」報告するものでございます。

内容でございます。

1番、中学校の諸活動の結果でございますが、運動部中心に都大会、関東大会、東日本大会、全国大会に出場している報告がございます。

特に、尾久八幡中学校は、卓球部が例年のように全国大会に出場いたしました。今回は、残念ながら決勝トーナメントに進出し、その1回戦で敗退ということでございますが、全国でベスト

13ということで、報告を受けてございます。

また、諏訪台中でフェンシングの全国大会で優勝した生徒がでございます。フェンシングは私も詳しくわからないのですが、フルールとサーブルとエペという種目があり、そのエペで個人優勝をしたと、そのような報告を受けてございます。

2番、小学校の諸活動の結果でございますが、個人的に参加して、全国大会にも出場してございます。

特に、今年度は全国小学生パティシエ選手権で優勝したお子さんがございます。三瑞小の岩立さんというお子さんで、「ママのために」という作品で、動物の顔をかたどったケーキをつくり、優勝したと報告を受けてございます。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

小池委員 尾久八幡中学は、卓球をよく頑張っていると思いますが、なかなか立派なことだと思いますけれど、わからないのは、個人のところで第3位で複数出ている。個人で4人で、5位で個人の第5位で4人出ると、これはどうしてなのですか。個人だと1人かなと思ったのですけれど。

教育長 決勝トーナメントでは、3位決定戦をやらないので、どちらも3位になってしまうのです。ですから、ベスト8に残れなかった子はみんな9位となり、厳密に1位から例えば10位まで順位をつけるという形にはなっていません。

加えて御説明させていただきますと、とりわけ中学校なのですけれども、近年、プラスバンド、吹奏楽が大変活発になっております。各中学校ともコンクールに出て、金賞、銀賞、銅賞と賞をとって、それがまた励みになって、この夏もそうだったのですけれども、地域の行事に招かれまして、発表する機会が多くなってございます。この秋もこどもまつりですとか、各学校、出場が多くて、生徒たち張り切っている状況にございます。

高野委員 教育褒賞はいつでしたか。

委員長 3月11日です。

教育長 こういった大会に出て、一定程度以上の成績をおさめたお子さんたちには、教育褒賞という形で表彰させていただいています。また、その節はぜひ教育委員の先生方には賞状をお渡ししていただきたいと思います。

高野委員 相撲は低調ですね。

教育長 今回はちょっと残念でしたね。

高野委員 フェンシングをやっている子たちは、すごい子ですね。相撲は残念です。

教育長 都大会に行ったのですけれども、御期待に添えませんでした。

委員長 小学生で全国大会に行くのは多いですね。それだけ頑張っているということなのでしょうね。あるいは、大会が少ないということもあるのでしょうか。

指導室長 そういうこともあると思います。やはり、レスリングとか、選手層が少ないものを一生懸命やっている子どもたちは、都大会で勝って、すぐ全国大会に行けるとい、その流れで行っているようでございます。

委員長 そうですか。わかりました。

では、よろしいでしょうか。

続きまして、「C・Wニコル自然体験大賞の募集について」御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、「C・Wニコル自然体験大賞の募集について」御説明いたします。

骨子でございます。子どもから大人まで自然体験に親しむ活動を普及発展させるため「C・Wニコル自然体験大賞」を創設し、児童生徒からの手紙を募集するものでございます。

机上のチラシを御覧いただければと思います。

ことしの2月でございますが、サンパール小ホールにおきまして、C・Wニコル氏をお招きして、区民カレッジの特別講演会を実施いたしました。これが御縁で、今回、C・Wニコル自然体験大賞を創設するに至ったということでございます。

目的でございます。3点でございます。

C・Wニコル氏がこの本賞を創設することによりまして、子どもから大人まで自然体験に親しむ活動を普及発展させる。

2点目。子どもたちが自然体験の中で得た感動、達成感、充実感、自己肯定感等を文章にすることにより、表現力や思考力を育む。

3点目でございます。自然体験の重要性を地域社会の担い手となる方々に認識していただく契機とするものでございます。

2番の募集作品でございますが、こういった経験をC・Wニコル氏に送る手紙形式として書いたものが募集作品でございます。図書館における柳田絵本大賞と同じような形で、生涯学習課、文化交流推進課、両課で協力してやりますが、C・Wニコル大賞ということで創設するものでございます。

3番の募集部門でございます。中学生も含めた子どもの部と一般の部、2部門を募集いたします。

募集期間でございますが、夏休みの7月21日入るときから今月いっぱいということで募集期間とさせていただきます。

応募方法は、校長会で周知いたしまして、学校での取りまとめをお願いしているところがございます。また、大人の一般の部につきましては、持参・郵送・メール等で募集してございます。

6番の表彰式でございますが、来年の1月23日の土曜日に、日暮里サニーホールにおきまして、表彰式をC.Wニコル氏からの受賞、贈呈ということで予定してございます。

賞品につきましては、一般の部、大賞は図書カード5,000円、子どもの部の大賞は3,000円、また一般の部の優秀賞は図書カード3,000円、子どもの部の優秀賞は図書カードは2,000円ということで予定してございます。

ニコル氏につきましては、今、ヘーベルハウスのコマーシャルで、ちょうどシルバーウィークということで御出演されております。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

小池委員 とてもいいことだと思いますけれども、C.Wニコルさんというのはどういう方ですか。それと、荒川区との関連というのはどういう関連があるのですか。

生涯学習課長 昨年度、2月22日に区民カレッジとあって、荒川区の生涯学習センターでいろいろな講座とかやっている中で、特別講演会は、たくさんの方々を募集して、参加していただくような講演会です。読売文化センターが指定管理者で、そちらの事業ということで荒川区がお願いしてやっていたている事業です。今回、ニコル氏を呼ぼうということで、作家であり、ナチュラルリストであるということで、ぜひ荒川区も自然体験を子どもたち、また、区民の方々にいろいろ体験していただきたいという取り組みを進めております。その中でやはりこういう講師に自然の大切さ、長野県にお住まいで、日本人に帰化しており、奥様は日本人の方です。荒川区との接点は、本事業がスタートなのですけれども、これを契機に、荒川区の自然体験大賞の創設に同意していただいた御縁と審査にも御協力していただき、荒川区の子どもたち、また、大人の方たちにも、ニコルさんに宛てた手紙を募集するということが、本事業を実施することになりました。

高野委員 手紙形式で子どもの部は100から300文字、一般の部が200から400、なかなか難しいですね。

生涯学習課長 子どもたちが自然に触れる機会が都会にいるとなかなかなくて、自然まるかじりですとか、ことしは少年キャンプで那須に行って山登りしたのですけれども、本当に生き生きした子どもたちの姿が、自然に触れることによって、それを子どもたちが、そのままではなくて、それを何か形にする、短い文章で、誰かに伝えるというのが大切かなと思っております。

委員長 体験したことを自分のものにするためには、一度、文字化するということが大事ですので、その意味では、いい試みですね。新しく創設されたことは、非常にいいと思います。

ただ、少し気になるのが、今まで荒川区には柳田邦男絵本大賞があります。子どもの負担であるとか、柳田邦男絵本大賞も、一般の部を集めるのに例年苦労しているという状況がありまして、

そのあたりはどのように考えておられるかなと思うのですが。

生涯学習課長 大人の部につきましては、今回、那須のキャンプに40名の荒川区少年団体指導者連絡会加盟の方々も一緒に子どもたちと自然体験しているので、そちらの団体宛てに、書いていただきたいということをお願いしています。大人でもそういう体験しているだろうという方々に、柳田絵本大賞とは全く違う対象者に対して募集をかけているので、区別している部分はあるかなと思います。また、絵本大賞と一緒に申し込む方もいらっしゃるかもしれませんが、ターゲットがちょっと違うかなということ考えております。

委員長 そうですか、わかりました。

高野委員 インドアとアウトドアですね。

生涯学習課長 そうですね。

委員長 では、続きまして、「区議会定例会・9月会議について」御説明をお願いいたします。

教育部長 9月会議の本会議でございますけれども、御質問を受けたことについての御報告でございます。

今回、4人の議会の先生方から9項目にわたって御質問を受けております。

まず、1人目は自民党の中島議員からですが、情報モラルとインターネット利用に係る法令関連事業ということで、質問の趣旨といたしましては、情報モラル等の法律に関する授業を徹底し、計画的に実施校を増やし、全ての学校で実施すべきではないかという御質問でございます。

答弁といたしましては、スマートフォンや携帯ゲーム機等の普及に伴って、児童生徒に対して情報機器の正しい使い方を指導していくことはとても重要であると。そういった観点から、各学校においては、情報モラル教育を進めております。

また、東京都の事例集等の教材や、荒川区が独自に作成したメッセージを保護者に配布して、家庭でのルールをつくることの大切さを伝えている。

現在、各学校においては、保護者の全体会等を通して、責任を持ってスマートフォン等の情報機器を使うことができる取り組みを進めている。

情報モラルに関する法教育については、東京都行政書士会荒川支部にも御協力いただいて実施しております。今後、情報モラルを含めて、法に関する授業が全小中学校において展開されるよう努めていくといった内容でございます。

続きまして、同じく裏面になりますけれども、中島議員からの御質問で、着衣水泳体験についてであります。小学校5、6年生で実施しておりますけれども、3、4年生、あるいは1、2年生に広げてはどうかといった御質問です。

答弁といたしましては、小学校の学習指導要領解説では、着衣水泳につきましては、小学校5年生以上で実施することとなっております。これは、児童の体力と泳力が身についてから行う

ことを示しております。

さらに、実施に当たっては、危険性を十分に理解させた上で行うことが重要であります。小学校3年生、4年生及び1年生の泳げる児童の着衣水泳体験については、実施方法によっては水に対する恐怖心や水泳への苦手意識を助長する場合もあるため、今後、児童の状況を適切に把握して、検討を進めていきたいと考えております。

続きましては、次のページ、同じく中島議員ですが、東京オリンピックを踏まえたジュニアアスリートの育成ということで、東京オリンピックに様々な形で関わる可能性がある区内の小中学生に、アスリートと触れ合う機会を設け、スポーツの楽しさを味わうことができる環境を作ることとは重要であると考えているが、教育委員会の見解を問うというものです。

答弁といたしましては、東京都から指定を受けたオリンピック教育推進校では、オリンピック・パラリンピアン等々、直接交流する事業を行っており、荒川区においても、小学校5校、中学校4校が推進校に指定され、事業を実施しております。

しかしながら、全校が指定されるわけではないということから、区教育委員会では、今年度から荒川区独自にオリンピック・パラリンピック理解事業を新たに立ち上げており、毎年7校ずつ5年間で全ての学校にオリンピック等を招き、指導を実施するようにしております。

教育委員会としては、今後、こういった事業をさらに充実させることで、全ての児童生徒が競技大会の意義を理解し、さまざまな場面で幅広く活躍できるよう、取り組みを強化していくといった考えでございます。

裏面でございます。

続きまして、共産党の横山議員からの御質問です。

就学援助の認定基準に該当しないけれども、可処分所得が低い世帯の子どもへの支援として、教材や給食など現物給付が有効と考えるが認識を問うという質問でございます。

答弁といたしましては、教育委員会では、経済的に就学が困難な家庭については、就学援助等によって支援を行っておりますけれども、就学援助基準に該当しないケースであっても、家計が急激に逼迫した場合には、おのこの家庭の状況にも配慮した対応を行っております。

また、学校給食の実施や教材教具に要する経費は、区が負担することが原則であって、給食の調理に係る経費、あるいはチョークなどの消耗品、また、備品は公費で負担しております。

しかしながら、専ら児童生徒本人が消費、使用するものについては、保護者の負担を求めているところ です。

そうした観点から、教材、給食費の現物給付は、子どもへの支援に馴染まないと考えていると、そういった内容です。

続きまして、同じく横山議員からの御質問で、タブレットパソコンの機器のトラブルなどの件

数とその内容について明らかにし、また、問題点についての認識を問うということでございます。

答弁といたしましては、タブレットパソコンにつきましては、導入当初は、操作方法や指導方法等で教員あるいは児童・生徒に不慣れな点が見られましたが、ICT支援員やヘルプデスクが状況に応じて適宜適切に対応することで、現在では、全校において円滑な運用が図られております。

この1年間における機器に関する問い合わせについては、100台以上配備されているタブレットパソコンに対して1カ月当たり2.5件程度で推移しているが、機器についても大きなトラブルはない状況です。

教育委員会としては、引き続き、活用指針に基づいて、効果的かつ効率的なタブレットパソコンの活用等を図っていくといった内容でございます。

続きまして、共産党の小島議員からの御質問でございます。

小島議員からは、4つにわたってですが、一つは二日小トイレの改修について、また、日暮里図書館の改修について、それから空調機不具合の緊急対策、また、特別教室のエアコン設置といった4つの御質問です。

まず、学校トイレの改修についてですが、答弁といたしまして、「荒川区公共建築物中長期改修実施計画」に基づいて、トイレ改修を順次実施しております。今年度についても、尾久小、第一日暮里小学校、花の木幼稚園で実施したところでございます。

現在、第二日暮里小学校のトイレにつきましては、この改修計画に基づいて、給排水工事にあわせて、実施に向けて準備を進めております。

続いて、日暮里図書館の改修です。

日暮里図書館は、昭和54年6月の開設以来36年間にわたって、地元の方に親しまれて、運営しております。

施設の面では、トイレ入り口の段差など、バリアフリーの状況ですとか、あるいは、閲覧室の室温調整の状況ですとか、老朽化等の課題があることは把握しております。

今後、読書環境の改善、あと利便性をさらに向上させるために、計画に基づいて改修に向けて検討してまいりたいと思います。

次のページになります。

空調機についてでございます。空調機につきましては、夏、あるいは冬の授業の開始前に稼働状況を点検するよう校長会に周知し、不具合の有無を確認しております。不具合の判明した場合には、使用時期に間に合うよう空調機の修繕等を実施しております。

また、使用しているときに稼働しなくなった場合には、緊急改修工事により対応しております。空調機が使用できない期間は、一時的に冷風機を配置したり、代替の部屋を確保するなど、児童

生徒への影響は最小限となるように工夫を凝らしております。

今後も引き続き、空調機の稼働状況を確認するとともに、迅速に改修できる体制を整え、学校生活に支障が生じないよう取り組んでいくという内容でございます。

最後に、特別教室の空調機でございます。特別教室の冷房化につきましては、平成14年度から設置を開始し、継続して冷房化に取り組んでいます。

今後も学校長や関係所管と連携を密にして、特別教室の空調機の設置について引き続き進めていくといった内容でございます。

最後でございます。

維新の党の町田議員からの御質問でございます。

質問の趣旨ですが、都区のあり方検討委員会において、教職員の任免権等は区に移すべきとの考え方が示されたが、その後の検討状況は。また、任免権を持つことについての見解はといった御質問です。

教職員の任免権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、都道府県の教育委員会に属すると規定されておりまして、移管するためには法の改正が必要であるほか、採用や異動等について、市町村間の調整が不可欠であり、検討に際して、全区市町村間の広域的な調整が必要であるといった課題があります。

こうした課題を解決するため、特別区教育長会では特別区長会とも歩調を合わせ、必要な財源と併せて、速やかに移管されるよう、国及び東京都に対して、要望を行っております。

教職員の任免権につきましては、教育委員会が長期的な視点を持って地域の実情に応じた学校教育を推進するために必要なものであり、国及び東京都に対し、引き続き働きかけを行ってまいりますといった内容でございます。

以上が、今回の9月会議において、議員の先生方から一般質問として承った内容でございます。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

小池委員 3点あります。第1点は、スマートフォンや携帯ゲームなどの情報モラルをどうするかという問題ですけれども、学校でスマートフォンとか携帯ゲームをやっている子どもたちというのは、実際はいないのです。しかし、ではそれぞれの家庭でどういうふうになっているか。宿題をやった後でちゃんとやりなさいとか、それから、どのようなプライバシーの問題だとか、それから刑法とか、いろいろ触れるようなことについて、きちっと把握できるのは学校のほうが把握ができる。それぞれの家庭ではできない。実施するのは、それぞれの家庭の中において、その家庭なりのルールをつくらなければいけないと、その指針を学校経由で出すということなのでしょうね。それが第1点。

それから、オリンピック・パラリンピック、ここに書かれているのがアスリートの育成。これはこれなりに重要なのですけれども、ロンドンオリンピックのときもそうですけれども、オリンピックというのは2つの側面があって、一つはスポーツ、もう一つは文化なのです。文化の祭典で、ロンドンオリンピックのときに、イギリス全土、ロンドンだけではなくて、イギリス全土において、外国からも大勢の人が参加してやってきたということがありますから、2020年が近づいてくるにつれて、今度は文化のほうはどうするのだという議論も日本の国内で、恐らく高まってくるのだらうと思うのです。その辺を、ちょっと長期的な見地から、荒川区としても見据えておく必要があるなという感じがいたします。

それから、最後の区立の小中学校教職員任免権については、ここに書いてあるように、荒川区教育委員会として、任免権の早期移管に向けて、国及び東京都に対し、引き続き働きかけていくと、このことについては、私は全然知らなかったのですけれども、今までいろんな議論を重ねて、それが東京都に対して、荒川区として任免権を持つということをやってきた、いろんな今まで議論を重ねてきたのでしょうか。

指導室長 まず、携帯電話の部分でございますが、やはり御家庭で携帯電話のルールをつくっているかどうかという調査が、平成26年6月に実施されまして、荒川区の場合でございますと、小学校のほうでは48.5%の御家庭でルールをつくっていないという結果が出てございます。

また、中学校のほうは67.4%ルールをつくっていないということで、これを受けまして、昨年度、教育長のほうから、26年10月に、家庭でルールをつくるような、そのような御依頼の文書を全家庭に配布させていただいたところでございます。

今後、それを受けて、現在の状況を把握していこうと考えてございますが、やはり、家庭でのルールをつくっていないということを考えますと、やはり家庭で情報モラルも含めて、御指導するよりも、学校の中でしっかりと指導することが必要だと考えてございます。

教育部長 2つ目は、これは御質問がございましたスポーツの祭典ということと同時に、文化についてということですので、子どもたちが国際理解するのに異文化交流、異文化について理解していくというのは非常に重要なことだということ、私どもも考えております。

そういったところで、異文化交流、異文化理解、また、国際理解を進めていくといったことで、2020年のオリンピックの大会の成功に向けて、小中学生がそういったことを学んでいくことで機運を醸成していくというところは、一つのコンセプトとして持ってないといけいかなというところは、もう御指摘のとおりと思っています。

そういった意味で、アスリートと交流することでジュニアアスリートの強化も重要ですが、あわせて異文化交流、異文化理解を進めていくということも非常に重要だと思っておりますので、そういった視点も忘れないようにして進めていきたいと思っております。

最後、任免権のところでございますけれども、私もこの任免権のことについて、今回、御質問をいただいて調べさせていただきました。都区のあり方検討会の中で、平成18年のころに、任免権は給与ですとか、いろんなことを含めて、特別区のほうに移管していくことがふさわしいということが東京都から示されたということです。

その後の状況といたしましては、都はその考え方を引き続き踏襲してはいるのですが、先ほど先生からも御質問がありましたとおり、区だけではなくて、区の中でも23区の中での境もありますし、さらに多摩地区ですとか、そういった全体との調整をどうしていくのか、そこについて、なかなか議論が非常に難しく、その課題がなかなかクリアできないといった状況です。

そういった課題をクリアしていかないと、なかなかこの任免権について、早期に移管するということは、現時点では難しく進んでいないということです。

この任免権は、特に必要な財源も一緒に来ないと、なかなか権限だけあっても、要するに財政的な位置付けとか裏付けがないと、やはり難しいと思うのです。しっかりとお金も持って、そういった権限も持って実施していくということが必要であります。そのあたりの話し合い、また、23区と違って、多摩地域での考え方、そこでの統一感だとか、いろいろ課題があって、なかなか進みが遅いという状況です。

高野委員 今の任免権の話、これは僕が教育委員になってから、阿部部長のお話のとおり、以前から、ここで任免権があれば、教育はやはり指導者だから、いい先生を集められることができるということで、ディスカスしたこともございます。

しかし、結局、そのところは都の聖域で、今の状況を含めまして、財政の問題とか、都の聖域でなかなか区の主張が通らないというところが、長年にわたっての経過と思います。

それから、もう一つ文化の件ですが、オリンピックを含めて荒川区に外国人を誘致する場所をたくさん作り、催し物をやったり、荒川区でも特徴を何か出して、外国人を誘致するといいいのではないのでしょうか。

そのことに対して以前、話題になったことがあったと思うのです。荒川区の特徴があればいいですね。浅草なんかもお祭りをやるかもしれませんし、お祭りがどうかわかりませんが、とにかく見せるものがあれば、外国人に紹介する。文京区の場合には、メソポタミア文明からの印刷の博物館があり、活用しています。荒川区の誇るべき伝統文化を活用できたらいいと思います。

生涯学習課長 荒川の伝統技術展に、一昨年、中島オリンピックの準備局長がお見えになって、御覧になりました。

やはり、おもてなしという部分で、伝統技術を披露したいとか、こういう作品を公認していただいたりとか、伝統技術保持者がやっぱり意欲的に動いていただけると、そういう外国人の観光客の方たちにも御覧になっていただいて、手にとってもらおうという、そういう場になるのかなと

いうのは考えております。

高野委員 外国人を呼び込まないと、荒川区の区民も異文化を得られないし、呼び込む方法が大切だと思います。

委員長 例えば、小学校とかでも、茶道を一生懸命やっている学校とかあります。琴とかもやっているところもあるので、何かそういったものをお見せするとか、そういった取り組みができると、文化交流にもなるのでいいと思います。

日本に今来ている外国人の方は、どちらかという東アジア地域が中心で、中国、韓国、台湾がほとんどだと思います。オリンピックは、それ以外の方も来てくださる非常に貴重なチャンスになりますので、例えば小学校に行っていて、おもてなしができると、交流になりますね。

生涯学習課長 そうですね。荒川区の文化団体連盟もそういうところに意欲的ですので、出前で学校に行ったり、邦楽連盟が琴を教えたり、大太鼓連盟も和太鼓をたたく体験ですとか、日本ならではの楽器など日本の文化をお示しできると思います。

高野委員 僕の住宅の周辺では、各国の文化が見られるのですが、もういろんな人種の人が入りまじって、最近ではヨーロッパの人たちも多い状態です。どうしてかという、最近気がついたのですが、これが法律に違反するかどうかわかりませんが、グループで西洋人の若者たちが来たときに、コンドミニアムみたいな形でグループで来て、週末泊まっていくと。そうすると、全然雰囲気が違うのです。英語も話さなければならなかったり、いろんなことがありますので、やはりどういうふうにして呼ぶかという方法も一つの方法だと思うのです。荒川区の新聞に出たことがありませんでしたか。荒川区の山谷、山谷は荒川区ではなかったでしたか。ああいうところで宿舎を安くしたり、レンタルハウスをつくって、グループに来ていただく。旅行者がやるのでしょけれど、そんなことで異文化を知ることにもなるし、どこかそういうチャンスを持って、こういうところを案内してあげるとか、紹介してあげる。そんな方法、来てもらうのが一番いいと思うのですけれど。

教育長 小池先生の御指摘は、本当に私どもも同様に考えています。インターネットの情報モラル、教育で家庭への働きかけの必要性とか、オリンピック・パラリンピック、教育とは何もスポーツだけではないということも事実そのとおりでございます。どうしても質問に対する答弁という形で、このような形にはなってしまいますけれども、先ほど阿部部長から御説明させていただいたように、今の子どもたちには、5年後を見据えて、さまざまな形で外国の方々とかかわり合うということで、先ほど委員長からもお話もありましたけれど、自国の文化を外国に紹介したり、紹介をするためには、自分自身が日本の文化についてきちんと学んでいなくてははいけませんので、自国の文化を大切にすることを養ったり、異文化を大切に、互いの違いを大切にしつつ、おもてなしや思いやりの心で接待し、御案内したりするという、文化面での取り組みも、教育委

員会としてぜひ充実させていきたいと思っています。各学校で、外国の方たちを受け入れたり、外国の子どもたちと交流したりなど、午前中もある校長からそのような話があり、ぜひ教育委員会事務局としても応援していきたいと思っていますので、先生方には、折々に御報告、御相談させていただきたいと思っています。

高野委員 もう一つ、任免権のことについて。

教育長 任免権については、特別区の区長会としても、そしてまた特別区の教育長会としても、かねてから要望してございました。せっかく自区で先生たちの研修をしたり、あるいはまた指導をして、いい先生が育ってきても、他区にどうしても転出せざるを得ない。一定の割合で自区内にとどめ置くことができないという仕組みになっていますので、そういった仕組みについて、改善できないのか。そもそも、採用の時点からきっちり自区ないしは特別区が責任を持って採用するということが必要ではないのかということで声をあげています。

ただ、先ほども教育部長から御説明させていただいたように、財源が一定程度確保されていないとなかなか難しい。一部に杉並区ですとか、品川区で、区費で教員を採用しているところもありますけれども、研修ですとか、昇進の場面で、一定の課題が出てきているということもあります。ここは2 3区全体で、ないしは東京都全体で考えていかないと、単にいい先生を採用したいというだけでは、任免権を特別区にというのは難しい面があります。これは引き続き東京都と、場合によっては法律改正が必要になりますので、国と協議を続けていく必要があると思っています。ただ、現場としては、せっかくいい先生を育てても、他区にとられてしまい、課題がある先生を受け入れざるを得ないのは、何とかならないのかという率直な意見があります。

委員長 この後、4ページのところで、子どもの貧困に立ち向かうためにということですが、今までは子どもの貧困に対して、行政が親を経由して、就学援助であるとか、あるいは生活保護という形で子どもに補助金を出してきたと思います。つまり行政から親、親から子という流れでした。しかしながら、親が子どものために使わない事例があることから、行政が直接子どもに支援を届かせるという、そういったことも考えられての質問という気がするのです。

その意味では、今後、直接に子どもに届く支援ということで、検討してもいいのかなという気もいたします。

実際に子どもの貧困問題に取り組んできた釧路であるとか、そういったところでは、親が頼りにならない場合もあるので、子どもに直接手を差し伸べるようなケアもされているようです。少し御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長 現実的には、給食費等は、保護者の承諾をいただいた上で、学校の会計に直接入れて対応したりはしているのです。

指導室長 保護者の方に承諾をいただいて、直接、校長口座に入れていただいている家庭もござ

います。

委員長 わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

続きまして、「9月から11月までの教育委員会関係主要行事」について、資料のとおりですが、これに関して何かございますでしょうか。

教育総務課長 特段ございません。

委員長 すみません。3ページのところの中学校連合生徒発表会という、スピーチの部というのは、これは例年行われているスピーチコンテストのことですか。

教育長 そうです。ことはサンパールが改修中ですので、区役所で行うことといたしました。お時間の御都合がつかましたら、ぜひ来ていただければと思っております。

委員長 わかりました。都合がつけば行かせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。

教育総務課長 一点御相談なのですけれども、9月25日、教育委員会定例会を予定してございますが、現時点で特段案件がないという状況でございます。ないという場合には、休会といたしたいという御相談でございます。いかがでございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、実はもう一点その他ということで、先ほど、小池委員から今回の全国学力テストの小学校国語の設問について、問題点を御指摘をされたいというお話がございましたので、委員長の御承諾が得られれば、小池委員から御説明いただいて、教育委員の先生方に、その問題点について御検討いただければと思っております。

委員長 わかりました。では、お願いいたします。

小池委員 これは、新聞からの切り抜きなのですけれども、8月25日に文科省が発表した、今年度の全国学力テスト、小学6年生と中学3年生が対象になっているのですけれども、その中で、小学の国語のところを見ていったら、正答率が20%にとどまったというのがあって、どういう質問なのだろうと思って、ここのコピーをさせていただいていますけれども、それを読んだのです。その中に5つのフレーズの中で、「自分の思いや考えを根拠付けるためにある言葉を引用しています。それはどの言葉ですか。この5つのうちから選びなさい。」というのがあって、私は、ここで言っているような第3コラムである必要は、必ずしもないのではないかと。第2、あるいは第4なども一つの候補として考えていいのではないかと。なぜ、私がこういう問題を取り上げたのかと言うと、正解が1つであるという考え方というのが、日本の教育界の中にあまにもはびこり過ぎている一つの例というか、文科省がひとつ音頭をとったような形で、正解というの

は必ず1つあるよという、教育はそういうものだという考えが、この背景にあるのではないか、というのが私が一番危惧するところです。

ということで、ここに出された学力テストの問題自体、それから問題自体及びその根底にある正解は1つである、ということ年全国的に広めようとしている、すなわち画一的な教育を広めようというのが文科省の一つの果たしている罪悪の一つではないかと私は思って、この問題を提起いたしました。

教育長 私も、今この問題を改めて拝見をして、そもそも問いが、筆者が自分の思いや考えを根拠づけるためにある言葉を引用しています。それはどの言葉ですかという表現が、小学校の6年生に対して設問するには少し難しいし、小池委員がおっしゃったように、何も回答が1つでなくても、正答が1つでなくてもいいのではないかと、そういった問題もあっていいのではないかと、そのとおりだと思います。子どもたちの感性を大切にするといいですか、いろんな考え方があって、それらを尊重するという意味では、何も回答が1つである必要はないのではないかと思います。

委員長 質問には、自分の思いや考えを根拠づけるため、ある言葉を引用しています、とありますので、引用ということに注目すれば、括弧でくくられている箇所があります。ですので、一種の情報教育、つまり引用のときには、必ず括弧でくくるという教育がされていると、この問題は楽に解けるのではないかなというような気もするのですが。

ただ、やはり小池先生がおっしゃるように、国語でさえも、非常にパターン化した回答を求めてしまうということが確かにありますので、その意味では、問題をつくる側も考えないといけないという気がいたしました。

小池委員 根底にあるのが、世の中に正解が1つあるのだとか、正解は1つしかないという、その発想自体が、やや日本の教育をゆがめているかな。それが小学、中学、高校、大学まで、ずっと続いていっているのです。実社会に入って、正解が1つということはないというのが、実社会に入ったら、すぐわかるわけです。教育の現場では、ずっと正解が1つなりという形で、そういう設問をつくることも問題だし、そういう発想にみんなを固めてしまうというような傾向があるのではないかと、ここに私は危惧を覚えます。

委員長 これは、問題の意味が読めてないということかもしれません。問題の意味を十分に読み取れていないのが、課題なのではないかと思われま。

引用箇所には括弧をつけるという指導は、学校教育の中では、あまりしませんか。

指導室長 今、調べる学習の中で、そのような形でしてございます。著作権ということも踏まえながら、そういうことにしていますので、そこに気付くかどうかと、発想ができるかということもあるかなと思いますが、それはそれで各学校で今やっているところです。

委員長 そうですか。根拠づけるためにある言葉を引用していますが、引用の場合には、括弧をつけるということですね。

小池委員 前回、全国学力調査の調査結果の比較をいただいたのですが、それによると、国語のBは荒川区が全国の比ではマイナス2.6という数字が出てきます。

指導室長 国語のBの問題でございますが、ここにも書いてございますように、新聞の割付の問題が出ていたり、学級会の中での話し合い活動の問題で、5人の子が自分が演奏したい楽器の希望を言うのですが、1人だったら決定する。2人だったら相談するようなルールがありまして、決まっていく順番を文章にするという内容でございます。荒川区の子どもの特徴でございますが、一生懸命書きます。そのため無回答率が全国に比べて低いのですが、正答率は少し低いのですが、解こうとする意欲は、やはり以前に比べて出てきております。以前は荒川区の子どもの無回答率が多かったということを伺っておりますが、大いに変化してきたところでございます。

委員長 そうですか。

では、9月25日の定例会は休会といたします。

ほかに何かございますでしょうか。

教育総務課長 特段ございません。

委員長 では、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第17回定例会を閉会いたします。

了